



那須

7 月号
No.743
2021年(令和3年)



表紙シリーズ マイクロツーリズム 近場で楽しむ

まるでサバンナ!?
体験型サファリパーク

那須サファリパーク

音訊ボランティアの協力を得て、目の不自由な人のために音訊版広報那須を作成しています。
詳しくは広報広聴係まで

目次

タウントピックス	2
子育て・ほけんだより	12
生涯学習だより	15
図書館だより	18
タウンinformation	19
カメラスケッチ	22
みんなの広場	24
那須平成の森だより	28

新型コロナワクチン接種スケジュールのお知らせ ～64歳以下の方へご案内します～



町ホームページ

町は、65歳以上の高齢者に対し、7月末までにワクチン接種が完了するよう予約枠を拡大してワクチン接種を実施しています。

65歳以上の高齢者の接種完了後は、①64歳以下の基礎疾患のある方②高齢者施設等の従事者③それ以外の方の順で接種を進めます。

**7月から64歳以下の方へ
接種券を発送します
～接種は8月上旬から～**

① 64歳以下の基礎疾患のある方

6月25日までに「ワクチン接種券送付申請書」の手続きが済んでいる方へ7月上旬に郵送します。

▼接種開始 8月上旬

② 高齢者施設等の従事者

町内の高齢者施設等の従事者

7月中旬に郵送します。

※事前に接種の希望を調査しているため手続きは不要です。

▼接種開始 8月上旬

町外の高齢者施設等の従事者

事業所が発行した高齢者施設等に従事していることが分かる「証明書」を提出した方に接種券を郵送します。

※証明書の様式は保健福祉課または町ホームページで取得できます。

▼提出先 保健福祉課(本庁1階)

▼提出方法 持参または郵送

〒329-3292 那須町大字

③ それ以外の方

7月20日頃から、年齢の高い方から順に、段階的に郵送します。

▼接種開始 8月中旬

※町外の大規模接種会場等で接種を希望する方は、新型コロナウイルスワクチン接種推進室へご連絡ください。接種券を郵送します。
※職域(職場)で接種する方は、事前に接種券を用意する必要があります。

○今後のワクチン接種運営

64歳以下の方の集団接種は、ゆめプラザ・那須と高原公民館の2カ所で行います。

▼集団接種会場

○ゆめプラザ・那須 午後1時～4時、月・土曜日(最終受付午後3時30分)

○高原公民館 正午～3時、金曜日のみ(最終受付午後2時30分)

▼予約受付 自宅に接種券が届いた方から、電話またはWebで順次予約を受け付けます。Web申請を推奨します。

○問合せ
新型コロナウイルスワクチン接種推進室

☎0570-0566-756

午前9時～午後5時まで(土日・祝日を除く)

【高原公民館・伊王野基幹集落センター】 集団接種会場の様子をご紹介します

○高原公民館

医師が一人一人を巡回し接種するため、スムーズに接種を受けることができます。



医師が巡回し、接種を行います

○伊王野基幹集落センター

区分けされた接種スペースで、接種を受けることができます。



ワクチン接種を待つ様子

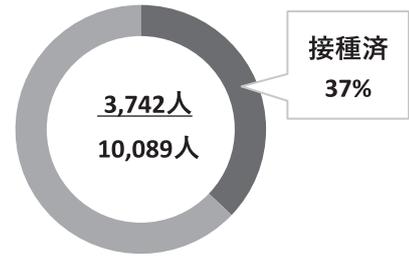
那須町のワクチン接種率ってどのくらい？

6月28日現在、65歳以上の高齢者のワクチン接種率は、次のとおりです。ワクチン接種の進捗状況は、町ホームページに掲載しています。

1回目接種



2回目接種



65歳以上の高齢者のワクチン接種率 (6月28日時点)

新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援のご案内

※各制度の要件や申請方法等の詳細は、町ホームページをご覧ください。各問合せ先または町観光商工課商工係（☎72-6918）へお問い合わせください。

「月次支援金」のご案内

経済産業省は、緊急事態措置・まん延防止等重点措置の影響緩和のため、支援金を給付します。

▼**対象者** 中小企業・個人事業者等で、緊急事態措置、まん延防止等重点措置に伴う飲食店時短営業、外出自粛等の影響を受け、2019年または2020年の基準月と比較して2021年の申請月の売上が50%以上減少している方

※栃木県は対象措置実施県ではありませんが、那須町は旅行者の5割以上が対象措置実施都道府県から来訪する週がある地域であることから、旅行関連事業者の方は該当する可能性があります。

▼**対象業種** 旅行関連事業者等

▼**給付額**

・中小法人等 上限20万円/月
・個人事業主等 上限10万円/月

▼**申請方法** オンライン申請のみ

▼**受付期間**

○4・5月分 8月15日(日)まで

○6月分 8月31日(火)まで

▼**問合せ** 月次支援金コールセンター

☎0120・211・240
(IP電話専用) ☎03・6629・0479 (要通信料)



月次支援金

栃木県からのお知らせ

県では、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、厳しい経営状況にある事業者に対し、応援一時金を支給します。

また、県内中小企業等の感染対策の補助事業を公募します。

○栃木県地域企業応援一時金

▼**対象者** 県内に主たる事業所を有する中小企業や個人事業者等で、2019年または2020年の基準月と比較して2021年4月または5月の売上が50%以上減少している方

※月次支援金の受給者や受給予定の方は対象外です。

▼**対象業種** 飲食店や対面で個人向けにサービスを提供する事業者等で幅広い業種が該当します。

▼**給付額**

・中小法人等 上限20万円
・個人事業主等 上限10万円

▼**申請方法** 郵送またはインターネットにより申請

▼**受付期間** 9月30日(木)まで

▼**問合せ** (土日祝除く)

○応援一時金サポートセンター
☎028・666・7111
受付時間：午前9時～午後5時



応援一時金

○第3回栃木県地域企業感染症対策支援補助金

▼**事業内容** 中小企業等の感染症対策に要する経費の一部を補助

▼**対象者** 宿泊事業者を除く中小企業等

▼**補助率等**
・補助率 3分の2以内
・補助金額 上限額300万円
(下限額10万円)

▼**公募期間** 8月31日(火)まで

▼**対象経費** 施設改装工事、空気調和設備・換気設備の設置

※他の補助制度との重複は不可

▼**申請方法** オンライン申請のみ

▼**問合せ**

○地域企業感染症対策支援補助金
事務局 ☎028・678・6815



感染症対策支援補助金

○栃木県地域企業感染症対策施設等支援補助金

▼**事業内容** 中小企業等の感染拡大防止に係る改装等に要する経費の一部を補助

▼**対象者** 宿泊事業者を除く中小企業等

▼**補助率等**
・補助率 3分の2以内
・補助金額 上限額500万円
(下限額30万円)

▼**公募期間** 8月31日(火)まで

▼**対象経費** 新たな生活様式への

▼**問合せ**

☎028・623・3210



宿泊事業者支援補助金

対応に必要な機器整備、非対面型ビジネスモデルへの転換

※他の補助制度との重複は不可

▼**申請方法** オンライン申請のみ

▼**問合せ** 地域企業感染症対策施設等支援補助金事務局
☎028・612・8950



感染症対策施設等支援補助金

○栃木県宿泊事業者感染症対策支援補助金

▼**事業内容** 宿泊事業者の感染拡大防止に係る改装等に要する経費の一部を補助

▼**対象者** 宿泊事業者(県内に宿泊施設を有する事業者)

▼**補助率等**
・補助率 3分の2または2分の1以内
・補助金額 上限額500万円
(下限額5万円)

▼**公募期間** 8月31日(火)まで

▼**対象経費** 施設改装、設備導入、備品購入、消耗品購入

※他の補助制度との重複は不可

▼**申請方法** 郵送または電子メール

▼**問合せ** 栃木県観光交流課
☎028・623・3210

11月完成予定!!

子育て・新婚世帯向け賃貸住宅 「ウイングヴィーナス」

入居者募集中!!



標準的な間取り (3LDK)



(株)東陽宅建
ホームページ



町ホームページ

- ▼募集期間 8月31日(火)まで
- ▼募集戸数 21戸
- ▼所在地 寺子乙39338番地40
- ▼要件 次の要件を全て満たす方
- ①入居しようとする世帯全員の合計所得月額が158,000円から487,000円以内であること。
- ②同居する親族がある方で、次のいずれかに該当すること。
 - ・子育て世帯(同居者に18歳未満の方がいる世帯または妊娠している方がいる世帯)
 - ・新婚世帯(婚姻の届出をして5年以内の方または婚姻予定の方)
- ▼家賃 57,000円(別途共益費、駐車場代が必要)
- ※入居条件を満たすことで減額と

- なった後の家賃です。
- ▼間取り 3LDK(69.6㎡)
- ▼入居可能日 令和4年1月
- ▼申込み (株)東陽宅建
- ※必要書類を郵送または持参により申込みできます。(申込書等は町ホームページから取得できます)
- 新婚・子育て世帯にうれしいメリットがいっぱいあります
- ①3LDK(69.6㎡)の広い間取りで、快適に過ごせます。
- ②オートロック、エレベーター、24時間コールセンター、防犯カメラ、宅配BOX、温水洗浄便座、バリアフリー、児童遊園などが完備されています。
- ▼問合せ ふるさと定住課住宅政策係 ☎(7)6955

道の駅那須高原友愛の森 観光交流センター案内所が移転しました



- 道の駅那須高原友愛の森の観光交流センター・アグリ情報館の増改築工事を進めています。これまでの観光案内所の機能をアグリ情報館に移設し、バス待合所の拡充や授乳室の新設、道の駅の管理事務所設置等の工事を行っています。完成後は、新たな那須高原の総合ターミナルとして、観光情報を主に町の魅力を発信し、多くの方が立ち寄れる道の駅を目指します。
- ▼工期 10月末まで(予定)
- ▼問合せ 観光商工課施設係 ☎(7)6918

6月議会定例会

那須町民の歯及び口腔の健康づくり推進条例の制定など7議案を可決
令和3年第4回那須町議会定例会が6月4日(16日)までの13日間開催され、7議案が可決されました。主な議案は次のとおりです。

【那須町民の歯及び口腔の健康づくり推進条例の制定】
町民の生涯にわたる健康の保持増進に寄与することを目的に、歯及び口腔の健康づくりを総合的かつ計画的に推進するため、基本理念や町の責務、基本的な施策などを定めるものです。

【第4期那須町地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定】
住民と行政が協働で福祉に取り

組む「パートナーシップ型の地域福祉のまち」を目指し、地域福祉を総合的に推進するため、令和3年度からの5年間を計画期間とする第4期那須町地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定するものです。

【補正予算】
黒田原地区まちづくりセンターのコーキングスペース等の整備や小中学校の感染症対策等の教育活動継続支援、道路橋りょう・河川の災害復旧、子育て世帯生活支援特別給付金事業などに要する費用を令和3年度一般会計補正予算に計上しました。

この結果、一般会計の総額は、1億3,150万円が追加され、130億6,210万円となりました。

「黒田原まちなか広場（旧立正佼成会跡地）」を 一般開放します



町民の憩いと集いの場として整備した「黒田原まちなか広場」を7月24日(土)から一般開放します。オープン初日は、こけら落としイベントを行います。また、当日は同会場で「黒田原夏祭り」の開催も予定されていますので、あわせてお楽しみください。なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況等により、イベントを中止する場合がありますので、ご了承ください。

▼日時 7月24日(土)午前11時～

▼場所 黒田原まちなか広場
(寺子丙3・116)

▼利用上の注意
当広場は、誰でも自由に利用できますが、イベントなどを開催する場合は、事前に申請が必要です。詳しくは、お問い合わせください。

▼問合せ 企画財政課まちづくり係 ☎(72)6935

命の大切さ・相手を思いやる心を育む 「人権教室」「人権の花運動」を実施しました

○人権教室

「人権教室」とは、町の人権擁護委員が町内小中学校に赴き、人権について話をする教室です。6月4日、那須高原小学校では、人権擁護委員の井上二美子さん(西大久保)が絵本「わたしのいもうと」を題材に、ほんのいたずらをきっかけに失われた小さな尊い命の話の読み聞かせを行い、児童は命の大切さについて理解を深めました。



○人権の花運動

「人権の花運動」とは、児童が協力して花を育てることを通じて人権尊重思想を育み、情操をより豊かなものにすることを目的とする運動です。

○人権教室

6月11日、黒田原小学校では、人権擁護委員がマリーゴールドと日日草、サルビアの苗150本と看板を手渡しました。大田原人権擁護委員協議会那須町部会の井上二美子会長は、「お花を育てることでも人に寄り添うことの大切さを学んでほしい」と話し、児童代表の平山紗菜さん(6年)は、「きれいな花がありがとうございます。大切に育てます」と、お礼の気持ちを伝えました。



▼問合せ 保健福祉課福祉係 ☎(72)6917

「とちぎネットアンケート」 協力者募集中!

県では、県民の皆さんの意識やニーズを把握し、県政に反映させるため、インターネットを利用した県政に関するアンケートにご協力いただける方を募集しています。多くの皆さんからの応募をお待ちしています。

▼対象 県内在住の満16歳以上の方で、月1回(10問程度)のアンケートに協力できる方
※定員、任期はありません。申し出により、いつでも協力者としての登録を消すことができます。

▼申込方法 県ホームページ「とちぎネットアンケート協力者募集」(<http://www.pref.tochigi.lg.jp/c05/pref/kouhou/ken/anke.html>) 応募フォームから申込み
▼その他 毎回、回答した方の中から抽選で粗品を差し上げられます。

▼問合せ 県広報課 ☎028-623-2158



国民健康保険被保険者証

後期高齢者医療被保険者証

7月下旬に郵送します

現在交付している「国民健康保険被保険者証」と「後期高齢者医療被保険者証」は、7月31日で有効期限が切れます。8月から使用できる保険証を7月下旬に郵送しますので、8月1日以降は新しい保険証をお使いください。

なお、有効期限の切れた保険証は使用できませんので、住民生活課または各支所にお返しください。

〈国民健康保険〉

保険証は世帯主宛てに郵送します。

▼**保険税納付を忘れずに**
特別な事情なく保険税を滞納し、納税相談にも応じない場合は、保険証の制限を受けることがあります。

▼**保険証が変更となったときは**
那須町国民健康保険から社会保険等に保険証が変更となったときは、届け出が必要となります。新規加入した保険証、国民健康保険証を持参の上、住民生活課または各支所に届け出てください。

届け出をしない場合、国民健康保険税は賦課され続けることとなりますので、変更となった日から14日以内に必ず届け出てください。

▼**問合せ** 住民生活課医療保険係

☎ 6909

▼**〈後期高齢者医療保険〉**
保険証は加入している方宛てに郵送します（封筒の色は茶色）。

▼**次の方には認定証を同封します**
過去に「限度額適用認定証」の交付を受けたことがあり、令和3年度の所得区分が現役並み所得者1または2(※)の方
過去に「限度額適用・標準負担額減額認定証」の交付を受けたことがあり、令和3年度の所得区分が低所得区分の方

▼**認定証の使い方**
所得区分が現役並み所得者1または2に該当する方は、「限度額適用認定証」を医療機関に提示することで、医療費の支払いが一定額にとどまります。また、世帯の全員が住民税非課税の場合は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示することで、医療費の支払いが一定額にとどまり、入院時の食事代も減額となります。

※現役並み所得者1とは、住民税課税所得が145万円以上380万円未満の被保険者（同一世帯の被保険者も含む）で、現役並み所得者2とは、住民税課税所得が380万円以上690万円未満の被保険者（同一世帯の被保険者も含む）です。

▼**問合せ**
○栃木県後期高齢者医療広域連合
☎ 028-627-6805
○住民生活課医療保険係
☎ 6909

児童扶養手当・特別児童扶養手当は申請が必要です

児童扶養手当

父母の離婚などで父または母と生計を同じくしていない児童を監護・養育している方に支給します。

▼**対象** 次のいずれかに該当する18歳になった後の最初の3月31日までの児童（障がい程度によって20歳まで）を監護・養育している方
○父母が婚姻を解消した児童
○母が未婚の児童
○父または母が死亡した児童
○父または母の生死が明らかでない児童

○父または母が一定程度の重度の障がい状態にある児童など
▼**すでに支給している方**
8月中旬に「児童扶養手当現況届」を提出する必要があります。対象の方には、通知を郵送します。

特別児童扶養手当

精神または身体が中程度以上の障がいの状態にある児童を監護する父母または、その児童を養育している方に支給します。

▼**対象** 精神または身体が中程度以上の障がいのある20歳未満

の児童を監護する父または、その児童を養育している方
▼**すでに支給している方**
8月12日から9月11日までの間に「特別児童扶養手当所得状況届」を提出する必要があります。対象の方には、通知を郵送します。

共通事項

▼**提出期限の厳守** 「児童扶養手当現況届」、「特別児童扶養手当所得状況届」は、期間内に必ずご提出ください。
▼**新たに申請する方**
手当を受給するためには、認定請求（申請）が必要です。申請が遅れると、手当の支給が遅れる場合がありますので、早めに申請してください。

また、所得が限度額を上回っていたこと等で申請をしなかった方は、その後の住所の変更や所得の変動等で、手当を受給できる場合がありますので、早めにご相談ください。

▼**所得制限** 受給者または扶養義務者の所得が一定額以上ある場合など、状況によって支給しない場合もあります。
▼**申込み・問合せ** 住民生活課戸籍住民係
☎ 6908



簡単管理 全額非課税 掛金助成
退職金は、国の制度を賢く活用

中退共 小企業 職金 済制度

「中退共」で検索!
http://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/
(独) 勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部
TEL (03) 6907-1234

低所得の子育て世帯に 子育て世帯生活支援特別給付金を支給します

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯に対し、その実情を踏まえた生活の支援として給付金を支給します。詳細はお問い合わせください。

▼給付額 子一人当たり一律5万円

○ひとり親世帯の場合

▼対象 次の①～③のいずれかに該当する方（「その他の世帯分」の受給者は対象外）

①令和3年4月分の児童扶養手当を受給している方（支給済）

②公的年金等を受給していることで、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方

③令和3年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている方

マイナンバーカード交付の休日窓口のご案内

次の日程で休日窓口を開設します。平日にマイナンバーカードの受け取りができない方は、この機会をぜひご利用ください。

なお、ご利用の際は必ず事前予約をお願いします。（当日の予約はできません）

※予約がない場合は窓口は開設しません。

○その他の世帯の場合

▼対象 次の①または②に該当する方（「ひとり親世帯分」の受給者は対象外）

①令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当を受給し、令和3年度分の住民税が非課税の方（申請不要、7月支給予定）

②令和3年3月31日時点で18歳未満の子（障害児の場合は20歳未満）の養育者であつて、次のいずれかに該当する方（令和4年2月末までに生まれる新生児等も対象）

・令和3年度の住民税が非課税の方
・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月1日以降の収入が急変し、住民税が非課税である方と同様の事情にあると認められる方

▼申込み・問合せ 住民生活課 戸籍住民係 ☎(7)6908

町内在住の方も対象です!! 移住定住促進住宅取得 等補助金のご案内

自ら居住するための住宅取得や増改築をした方に、予算の範囲内で補助金を交付します。申請する方は事前にご相談ください。

▼対象

・町税等の滞納が無い方
・申請者が満45歳未満である方（増改築の場合は除く）
・増改築（25㎡以上）の場合、住宅に移住する満45歳未満の方がいること など

▼面積要件

住宅の延べ床面積が次の要件（一般型誘導居住面積水準）を満たすこと

- ・単身世帯の場合 55㎡以上
- ・2人以上の世帯の場合 25㎡×世帯人数+25㎡以上

▼補助金額（交付限度額50万円）

○基本額

- ・新築住宅 30万円
- ・中古住宅 30万円
- ・増改築（25㎡以上） 20万円
- 加算額（町内事業者施工のみ）
- ・新築住宅 20万円
- ・増改築 10万円

▼問合せ ふるさと定住課定住促進係 ☎(7)6955

特定空家等解体費 補助金のご案内

適正に管理されず放置され、老朽化した危険な空き家が増加し、倒壊の危険や草木の繁茂等による景観の悪化が問題となっています。周辺住民等の安全や生活環境の保全のため、予算の範囲内で特定空家等の解体費用を補助します。

▼対象

そのまま放置すると倒壊等、著しく保安上危険となるおそれのある建物等で、町空き家対策審議会により特定空家等と認定されたもの

▼要件

- ・町内に在する特定空家等であること
- ・不動産業を営む者の所有する建物ではないこと
- ・所有権以外の権利が設定されていないこと
- ・町内に事務所を有する業者が工事を行うこと

▼補助金額 補助対象費用の2分の1以内（上限50万円）

▼問合せ ふるさと定住課定住促進係 ☎(7)6955



マイナンバー



【65歳以上の皆さんへ】介護保険料を改定しました

介護保険料額は本人や世帯員の住民税の課税状況や、本人の所得などの条件により9つの段階に分かれています。保険料は3年ごとに見直しが行われ、令和3年度は第7段階から第9段階の所得段階区分を見直しました。（第1段階から第6段階の保険料や段階判定の条件に変更はありません）令和3年度以降の保険料段階区分は次の表のとおりです。

段階	対象者（満65歳以上）		令和3年度	
			負担割合	年額保険料
第1段階	○生活保護受給者 ○老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税 ○世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額の合計が80万円以下		基準額×0.30	20,900円
第2段階	世帯全員が非課税で第1段階に該当しない	前年の合計所得金額+課税年金収入額の合計が120万円以下	基準額×0.50	34,800円
第3段階		上記以外	基準額×0.70	48,700円
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は非課税	前年の合計所得金額+課税年金収入額の合計が80万円以下	基準額×0.90	62,700円
第5段階		上記以外	基準額×1.00	69,600円
第6段階	本人が住民税課税	前年の合計所得金額が120万円未満	基準額×1.20	83,600円
第7段階		前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満 (令和2年度までは120万円以上200万円未満)	基準額×1.30	90,500円
第8段階		前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満 (令和2年度までは200万円以上300万円未満)	基準額×1.50	104,500円
第9段階		前年の合計所得金額が320万円以上 (令和2年度までは300万円以上)	基準額×1.70	118,400円

■問合せ 税務課庶務諸税係 ☎72-6936

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた方の保険料等を減免します

次の要件を満たす方は、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料が減免になります。

▼要件

- ・新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、または重篤な疾病を負った世帯の方（全額免除）
- ・新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者の収入が減少し、次の①②どちらにも該当する世帯の方（全部または一部免除）

- ① 給与収入、事業収入、不動産収入、山林収入のいずれかの減少額（保険金、損害賠償等により補てんされるべき金額を控除した額）が令和2年中の当該収入額の10分の3以上であること
- ② 減少した当該収入等にかかる令和2年中の所得額が0円または赤字の場合は適用外になります。

減少した事業収入等に係る所得以外の令和2年中の所得の合計額が400万円以下であること（国民健康保険・後期高齢者医療保険については更に令和2年中の所得の合計額が1千万円以下であること）

（国民健康保険・後期高齢者医療保険については更に令和2年中の所得の合計額が1千万円以下であること）

▼申請受付 12月以降（令和3年中の収入確定後に申請可能）
※申請には、収入を証明する書類等の提出が必要です。詳しくは、町ホームページをご確認ください。

▼問合せ 税務課庶務諸税係 ☎72-6936

第29回「ジュニア知事さん」作文募集

県では、「もし私が知事になったら、こんなことをしてみたい」をテーマに作文を募集します。知事になってふるさととちぎのためにやりたいことをお送りください。

▼対象 小学校4・5・6年生（県内に在住または通学）

▼申込方法 400字詰め原稿用紙1枚にまとめ（余白に題名）裏面に題名・学校名・学年・氏名（ふりがな）を記入し郵送

▼締切り 9月10日（金）
▼申込み・問合せ 県広報課 ☎028-623-2158
〒320-8501
宇都宮市埴田1-1-20



夏の交通安全町民総ぐるみ運動 7月1日(木)～7月10日(土)の期間

【運動の重点】

- ・ 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ・ 自転車の安全利用の推進
- ・ 飲酒運転の根絶
- ・ 前照灯の早め点灯と上向き切換えの推進
- ・ 「マナーアップ! あなたが主役です」運動の推進



■問合せ 総務課防災交通係 ☎72-6902

神奈川県葉山町と防災協定を締結しました

7月1日、「災害時における相互応援協定」を町と神奈川県葉山町との間で締結しました。

この協定は、地震や風水害等の大規模災害が発生する恐れまたは発生した場合に、物資提供、避難者の受け入れ、職員派遣等の応援をするものです。

▼問合せ 総務課防災交通係
☎72-6902

チェーンソーの取り扱い研修会を実施しました

那須消防署管内では、毎年風水害等による倒木が発生し、消防隊員が出勤しています。風水害等による倒木の災害現場で、安全で確実な消防活動を行うための技術向上を目的に研修会を実施しました。消防隊員は町森林組合の指導を受け、基本的なチェーンソーの取り扱いや危険事項等を学びました。

▼問合せ 那須消防署 ☎72-1215



研修会の様子

危険物取扱者保安講習会

▼期日 8月6日(金)

▼時間

○給油取扱所講習 給油取扱所で
取扱作業に従事している方

午前9時30分～午後0時30分

○一般(その他)講習 給油取扱
所以外の危険物施設で取扱作業に従事している方

午後1時30分～4時30分

▼場所 町文化センター

▼受講料

4,700円(栃木県収入証紙)

▼定員 各70人

▼受付期間 7月12日(月)～20日(火)

午前9時～午後5時(平日を除く)

▼受付場所

那須地区消防本部予防課

※講習会のご案内と受講申請書は、
消防本部予防課・各消防署・各分署で配布しています。また、栃木県危険物保安協会のホームページからもダウンロードできます。

※新型コロナウイルス感染症予防のため、日程等が変更になる場合があります。

▼問合せ

○栃木県危険物保安協会

☎028-622-0438

○那須地区消防本部予防課

☎0287-28-5103

防災のワンポイント

台風や大雨は、毎年大きな災害をもたらします。特に7月～10月にかけて、台風が多く発生するため注意をしましょう。

【台風が接近する前の行動】

- ① テレビ、ラジオ、インターネット等を利用し、最新の台風情報を入手しましょう。
- ② 家周りの点検、窓や雨戸の補強、浸水対策(漏電等)等を行いましょ。
- ③ ライフラインの断絶に備え、3日分の食料や飲料水を備蓄するとともに、非常持ち出し品を準備しましょう。

【台風が接近してからの行動】

- ① 増水した用水路は、道路との境目が分からなくなるため、見回りは絶対にやめましょう。
- ② 暴風や突風にあおられて転倒する危険があるため、屋外での作業は絶対にやめましょう。
- ③ 台風に伴う大雨や強風の事故に巻き込まれないよう、不要不急の外出は控えましょう。

避難所の開設や混雑状況をスマートフォン等で確認できます

栃木県と株式会社VACAN(バカン)が「災害時等における避難施設の情報提供に関する協定」

を締結したことにより、同社が提供するMAP型混雑検知システム『VACAN』で、町内の避難所の開設や混雑状況を確認できるようになりました。

▼利用方法 左記コードを読み込むことで利用できます。

▼混雑状況 混雑状況は、「空いてます」「やや混雑」「混雑」「満」の4段階で表示されます。

※通常時(避難所が開設されていないとき)は、「利用休止中」と表示されます。

▼問合せ 総務課防災交通係
☎72-6902



登録はこちら!!

那須町安全安心メール・ヤフー!防災速報

【那須町安全安心メール】
火災や防災、新型コロナ等の情報をメール配信



■問合せ 総務課防災交通係 ☎72-6902

【ヤフー!防災速報】
指定地域の地震や豪雨、警報等をメール配信



地籍調査のお知らせ ～あなたの土地を再確認～

令和3年度の地籍調査事業は、新高久地区の一部で実施します。地籍調査は、皆さんの大切な土地を明確化するためのものです。境界確認の立会いで設置した杭の測量成果は、皆さんの土地の基盤となる重要なものとなります。

■調査に関する予定

- ・8月中 説明会の開催 ・9月～11月 一筆地調査(境界確認・立会い)の実施
- 説明会や立会いの実施期日等の詳細は、土地所有者の方に個別に文書で連絡します。

■問合せ 農林振興課地籍調査係 ☎72-6913



森林の立木伐採には「伐採届」の提出が必要な場合があります

森林所有者等は地域森林計画の対象となつている森林の立木を伐採する場合、森林法の規定により事前に町への届出が義務付けられています。

▼対象 個人、法人を問わず地域森林計画対象の民有林を所有している方

▼届出期間等 伐採する90日から30日前までに農林振興課へ規定の書類を届出

※提出する書類は農林振興課窓口に配置しているほか、町ホームページからもダウンロードできます。

▼対象 地域森林計画の対象となる森林は、町ホームページまたは農林振興課で確認できます。

▼注意事項 無届伐採や虚偽報告などの違反行為があった場合は、森林法の規定により、罰則が適用される場合があります。詳しくはお問い合わせください。

▼問合せ 農林振興課林務係 ☎72-6912



サルが出没にご注意!!

町には野生のサルが生息しています。時には人が襲われることもあります。私たちが気をつけなければ多くの事故を防ぐことができます。

▼サルを引き寄せないために

- ・生ゴミや不要となった農作物は放置せず、土に埋めるなど適切に処理する。
- ・犬や猫のエサ等は建物内に入れる。
- ・収穫予定の無い果樹(柿や栗など)は伐採するか実を全て除去する。

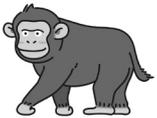
▼積極的な追い払い

- ・警戒心を植え付けるため、追い払いの道具(エアガンや爆竹など)を持つている場合は、複数の人数で追い払う。

▼出会ってしまったら

- ・不用意に近づかない。
- ・目を合わせない。
- ・急に走り出したり、後ろを向いたりしない。
- ・興奮させないように静かにその場から立ち去る。
- ・食べ物や絶対に与えない。(サルが人に慣れて人身被害につながります)

▼問合せ 農林振興課畜産係 ☎72-6911



「オオハンゴンソウ」駆除活動参加者募集

那須高原での繁殖が心配されている特定外来生物「オオハンゴンソウ」の駆除活動を町内の高校生・中学生とともに実施します。また、この活動後には、那須地域の生物多様性をフィールドで実際に学ぶ自然学習プログラムも実施します。

▼日時 8月6日(金)午前9時～午後1時30分

※小雨決行、予備日なし。大雨・暴風が予想される場合は、前日までに中止を決定します。

▼活動場所 なす高原自然の家・八幡つじ園地・那須平成の森フィールドセンター

▼内容

- 午前の部 特定外来生物についての説明とオオハンゴンソウ駆除活動(八幡つじ園地)
- 午後の部 那須高原の自然学習プログラム(自由参加)

※午後の部まで参加する方は、当日の昼食をお持ちください。

▼対象 誰でも参加可能(小学生以下は保護者の同伴が必要)

▼定員 40人(先着順)

▼参加費 無料

▼締切り 7月27日(火)

▼申込み・問合せ 環境課環境係 ☎72-6916

マイバッグコンテスト 作品募集

レジ袋削減推進とごみの減量・資源化向上を図るための啓発活動の一環として、マイバッグコンテストを実施します。

▼募集作品

- ・1人1点まで
- ・素材、形は自由
- ・大きさ、耐久性は、15リットルのペットボトルを3本を入れて持ち運べるもの

・応募者が創作した未発表のもの(市販品は不可)

▼応募資格 那須地区3市町(那須町、那須塩原市、大田原市)に在住または通勤・通学している方

▼応募区分

- 小学校高学年(4～6年生)の部、中学校の部、一般の部

▼締切り 9月10日(金)必着

※応募方法等の詳細は、町ホームページでご確認ください。

▼申込み・問合せ 環境課環境係 全係(那須地区レジ袋削減推進協議会) ☎72-6916



第4回 ~ゼロカーボン 通信~ 「二酸化炭素排出量実質ゼロを目指して！」

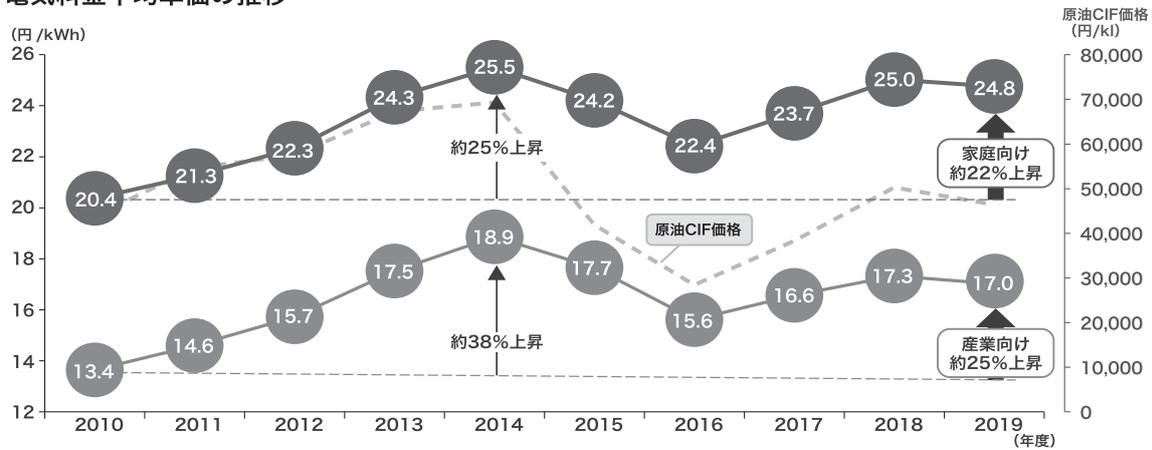
4回目は電気料金の変化についてお伝えします。下図のとおり、2019年度の日本の電気料金（家庭向け）は2010年度と比べ約22%も上昇しています。上昇の要因に、海外から輸入される石油・石炭・天然ガス（LNG）などの燃料価格の高騰や、「固定価格買取制度（再生可能エネルギーで発電した電気を電力会社が固定価格で一定期間買い取る制度）」の導入以降、再生可能エネルギーの普及に伴い電力会社による電気の買取費用が増え、その影響で電気利用者が支払う賦課金単価も増えていることなどが挙げられます。

電気料金の変化

Q 電気料金はどうなっていますか？

A 東日本大震災以降、電気料金は上がっています。原油価格の下落などにより2014～2016年度は低下しましたが、再び上昇傾向です。

電気料金平均単価の推移



出典：発電月報、各電力会社決算資料を基に作成

原油CIF価格：輸入額に輸送料、保険料等を加えた貿易取引の価格

要因2：再エネのコスト

2012年の固定価格買取制度の導入以降、再エネの設備容量は急速に伸びています。一方、買取費用は3.8兆円に達し、一般的な家庭での平均モデル負担額（月260kWh）で賦課金負担は774円/月にのびています。再エネの最大限の導入と国民負担の抑制の両立を図るべく、コスト効率的な導入拡大を進めています。

再エネの設備容量の推移

（大規模水力は除く）



出典：JPEA出荷統計、NEDOの風力発電設備実績統計、包蔵水力調査、地熱発電の現状と動向、RPS制度・固定価格買取制度認定実績などにより資源エネルギー庁作成

固定価格買取制度導入後の賦課金の推移



固定価格買取制度：再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が固定価格で一定期間買い取る制度。このため再生可能エネルギーの買取費用は、電力会社が利用者から賦課金という形で回収している。

出典：資源エネルギー庁「日本のエネルギー2020」 ■問合せ 環境課 環境保全係 ☎72-6916